

デジタル化を検討中の中小企業・個人事業主の皆様へ

常陸太田市中小企業等DX促進事業費補助金

常陸太田市内の中小企業者が経営課題の解決や事業転換を目指し、デジタル技術を活用した販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業に対し、システム導入費や機器購入費、人材育成・教育費などの費用の一部を補助します。

補助率 2/3 補助上限 20万円

※機器購入費に対する補助上限は 10 万円



対象者

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）
- ②市税等を滞納していない者。
- ③同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等を受けていない者

対象事業

デジタル技術を活用し、販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業

①販路開拓

デジタル技術を活用して販路開拓（電子商取引、キャッシュレス決済等の非接触型の商取引を推進するもの等）に取り組む、売り上げにつながるが見込まれる事業

②生産性向上

デジタル技術を取り入れることで、業務の効率化、人的コスト削減・人手不足の解消、生産量拡大（生産速度の向上含む）、不良率低減等の生産性向上に取り組む事業

申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第 1 号）
- ②DX 促進事業計画書（様式第 2 号）
- ③DX 促進事業収支予算書（様式第 3 号）
- ④申請者の主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- ⑤登記事項証明書（個人の場合にあっては住民票）
- ⑥市税等に滞納がないことの証明書
- ⑦その他市長が必要とする書類

補助対象経費

対象経費	内容等
コンサルティング費用	データやデジタル技術の活用について必要な IT コンサルティングにかかる費用（専門家利用料等）
サービス・製品開発費	ビジネスモデル等の変革に必要な自社のサービス、製品の開発にかかる費用（外注費、原材料費等）
システム導入費	業務プロセス等の変革に必要なシステム導入にかかる費用（外注費、ソフトウェア使用料・購入費、ホームページ製作費等）
DX 人材育成・教育費	自社の DX 人材の育成・教育に必要な講座受講等にかかる費用（講座受講料、講師謝礼、講師派遣経費等）
機器購入費 （補助上限 10 万円）	デジタル技術活用に必要な機器等（パソコン、カメラ、入力端末購入費等）
その他の費用	その他 DX 化の取り組みに必要な費用のうち、市長が必要と認める費用

申請書のダウンロードはこちら→



【申請及びお問い合わせ先】

常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課
住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690
電話 0294-72-3111 内線 621・622
FAX 0294-72-0288
Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp